

判定期間（前期3月～8月、後期9月～2月）の
ケアプランを位置づけたサービスのうち、
〇〇サービスが特定の法人に偏ってしまいました。
決して囲い込みではなく、利用者本位で
仕事をしているのに、減算になるのは困ります。
どうしたらよいですか？



一緒に考えてみましょう！

特別地域加算を算定していますか？ ※ 1

はい

正当な理由があります。

該当する正当な理由番号と
80%を超えている状況について届け出て下さい。

〔正当な理由①〕



いいえ

右のどれかにあてはまりますか？

いいえ

判定期間の1月当たりの平均居宅サ
ービス計画件数は20件以下ですか？
（全体で判断）

はい

判定期間の1月当たりの計画件数が、
各サービスで平均10件以下ですか？
（各サービスで判断）

はい

居宅介護支援事業所が、市長の認める
「各サービスで3法人以下の日常生活
圏域」にありますか？（各サービスで判
断） ※ 2

はい

〔正当な理由④〕

正当な理由が
あります。

該当する正当な
理由番号と
80%を超えている
状況について届け
出て下さい。

〔正当な理由⑤〕

〔正当な理由③〕



80%を超えたサービスについて、事業所の通常の実施地域が、居宅介護支援事業所の通常の
事業の実施地域を包括する事業所数が、4事業所以下ですか？ ※ 3

訪問介護が80%を超えた場合

居宅介護支援事業所・・・A市全域が実施地域

a 訪問介護・・・A市の一部が実施地域

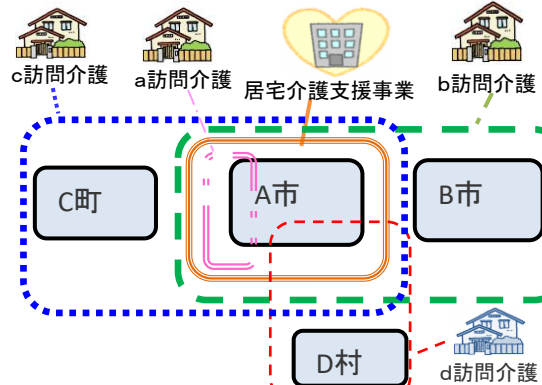
b 訪問介護・・・A市・B市全域が実施地域

c 訪問介護・・・A市・C町全域が実施地域

d 訪問介護・・・A市の一部とD村全域が実施地域

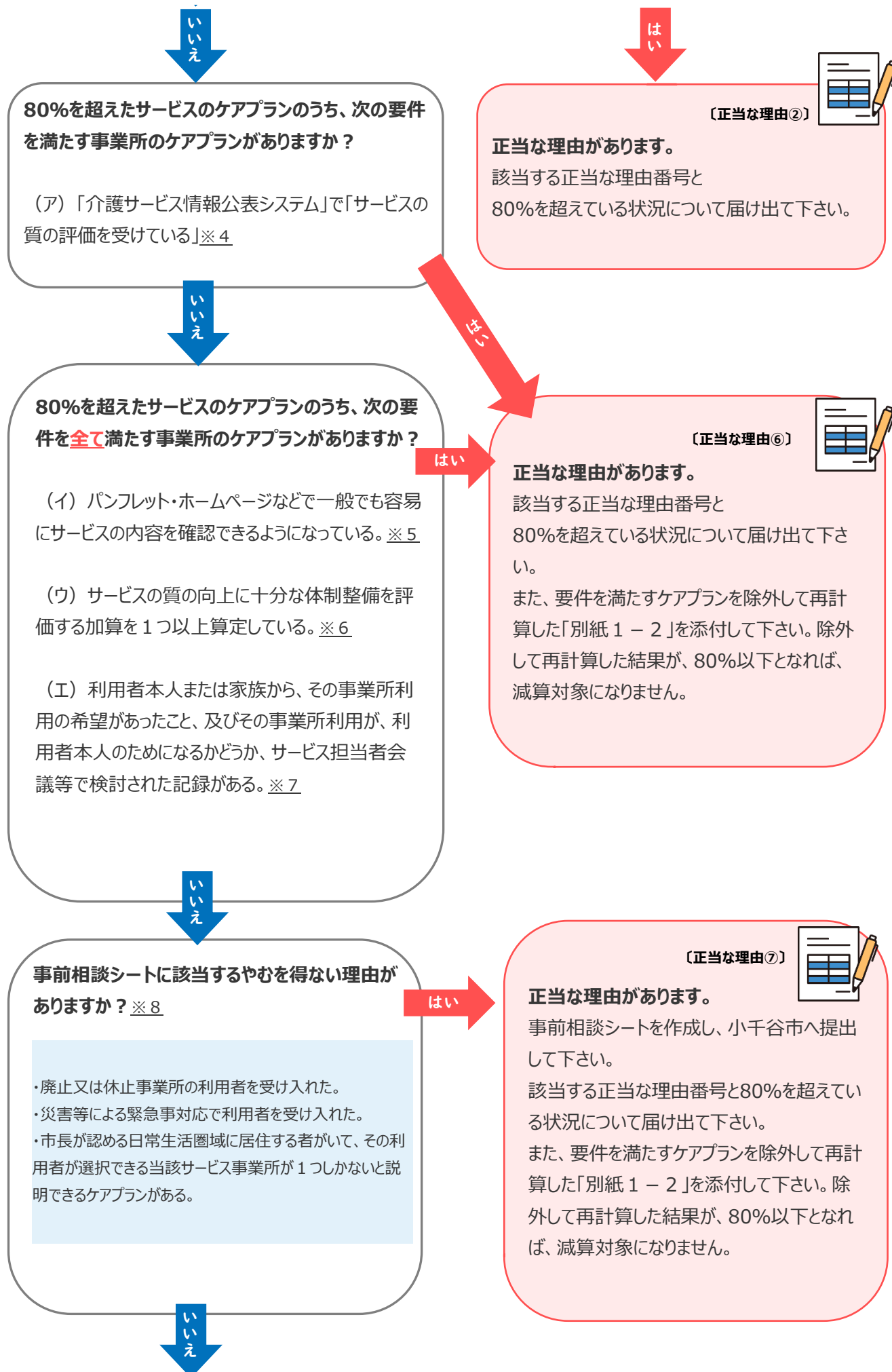
居宅介護支援事業所の実施地域であるA市

全域を実施地域とするb・cの2事業所が通常の実地地域を包括する事業所として数えられる。



いいえ

はい





正当な理由があるかどうか判断できません。

個別に正当な理由に該当するかどうか判断を求める場合は、
事前相談シートに具体的な事由を記載し、市へ提出して下さい。
市からの回答を受け、80%を超えている状況について届け出ていただきます。

正当な理由がないと判断された場合は、減算の対象となります。



※ 1	居宅介護支援事業所の所在地が特別地域加算対象地域であり、体制届で加算算定を届け出ている。※小千谷市には対象地域はありません。
※ 2	居宅介護支援事業所の所在する日常生活圏域で各サービスで3法人以下の市長の認める地域一覧は別紙 3。○が付いている場合のみ。※小千谷市には対象サービスはありません。
※ 3	サービス別事業所の通常の実施地域一覧についての取扱いは、別紙 4。判定シートも利用して、正当な理由②が適用になるかどうか確認して下さい。判定シート等は小千谷市への届出は不要。（サービス事業所の通常の実施地域の状況については、事業所へ直接お問い合わせください。）
※ 4	サービス事業所が介護サービス情報公表システムでサービスの質の評価を受けている場合は、それ1つで正当な理由ありとする。ただし、システム掲載を申し込んでから掲載されるまでに時間を要することから、小千谷市への届出日までに報告している事業所とする。（新潟県H27年度版Q & A 質問20） ※掲載が確認できない場合は、報告日を確認させていただきます。
※ 5	パンフレット・ホームページなどでの公表については、必ずしも利用者が見ることができるかどうかではなく、利用者以外でも情報収集できる状態かどうかで判断可。
※ 6	サービスの質を向上するのに十分な体制整備を評価する加算についての、対象加算名一覧は別紙 5。（サービス事業所の加算の状況については、事業所へ直接お問い合わせください。）
※ 7	検討された記録に記載されているべき内容一覧は別紙 6。写しの添付等は不要。
※ 8	事前相談シートは別紙 7。前期・後期ともに、小千谷市への届出締め切り日までの間に提出し、小千谷市から回答をもらっていること。

※ご不明な点がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

小千谷市福祉課介護保険係

電話 0258-83-3517

FAX 0258-83-4160

e-mail fukushi-kq@city.ojiya.niigata.jp